

2020年度社会福祉士・精神保健福祉士海外研修・調査 実施要綱

1 目 的

社会福祉施設、相談機関若しくは在宅等（以下「社会福祉施設等」という。）において、現に福祉に関する相談に応じ、助言その他の援助（以下「相談援助」という。）に従事している社会福祉士及び精神保健福祉士を諸外国へ派遣し、その国における相談援助の方法・技能等について、実地に研修・調査（以下「研修・調査」という。）し、もってわが国における社会福祉士及び精神保健福祉士の資質の向上並びに社会福祉の発展に資することを目的とする。

2 実施主体

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」という。）

3 後 援（予 定）

公益社団法人日本社会福祉士会（以下「社会福祉士会」という。）

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「精神保健福祉士協会」という。）

4 研修・調査の実施方法

研修・調査は、次の方法により行うものとする。

(1) 研修・調査のテーマ

研修・調査のテーマは、次のとおりとする。

- ① 社会福祉施設等における社会福祉専門職の実践的役割とその実態について
- ② 障害福祉サービス事業所等における精神保健福祉専門職の実践的役割とその実態について
- ③ 上記(ア)、(イ)以外のテーマで相当と認めたもの

※ 当該研修は、派遣者自身が選定したテーマに則って研修・調査を行うものであり、単なる現地施設見学や現地におけるセミナーに参加することだけを目的としたもの等は認めない。

(2) 研修・調査実施国及び施設等

派遣者自身が当該研修・調査テーマに適する実施国及び施設等を選定し、受入先の承諾を得て行うものとする。

5 研修・調査実施期間

日本を出発してから帰国まで、概ね15日から30日とする。

ただし、全日程のうち、入出国日を除く3分の2以上は研修実働日に当てることとし、当該年度の3月15日までに完了するものとする。

6 募集人員

5名以内

7 派遣対象者

次の各号に該当し、社会福祉士会・精神保健福祉士協会のいずれかの推薦を受けた者。ただし、社会福祉士会・精神保健福祉士協会の会員であるか否かは問わないものとする。

- ① 当該年度の9月1日現在において、次のいずれにも該当する者

(ア) 現に社会福祉施設等において、相談援助業務に従事して3年以上の者

- (イ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得後3年以上の者
- (ウ) 25歳以上55歳未満の者
- ② 研修・調査終了後も引き続き相談援助業務に従事する意志を有する者
- ③ 過去において、当センターの海外研修に参加したことのない者

8 応募方法

参加希望者は、以下の書類を社会福祉士は社会福祉士会、精神保健福祉士は精神保健福祉士協会に提出するものとする。

- (1) 2020年度社会福祉士・精神保健福祉士海外研修・調査 参加申込書(指定様式)
- (2) 2020年度社会福祉士・精神保健福祉士海外研修・調査 概要(予定)
- (3) 2020年度社会福祉士・精神保健福祉士海外研修・調査 小論文(1,200字程度)
- (4) 履歴書(写真貼付)

9 派遣者の決定及び通知

派遣者の決定は、センターにおいて書類選考のうえセンター理事長が行い、その結果を派遣決定者に通知するとともに、社会福祉士会及び精神保健福祉士協会にも通知する。

10 計画表の提出等

派遣者は、研修・調査受入先の承諾を得たときは、速やかに、「計画表(航空運賃の見積書を添付)」及び「請求書」「見積書」を提出するものとする。

なお、研修・調査の計画及び手配の際には、効率的かつ経済的な方法で行うこととする。

11 研修・調査費

- ① 研修・調査費は、航空運賃、滞在費、通訳雇上費、現地交通費、研修費(研修視察先謝礼を含む。)、資料代等に限るものとする。
- ② センターは、研修・調査費として、上記10により提出された請求書等をセンターの定めた基準により査定した額を交付する。
- ③ 研修・調査費は、研修・調査終了後領収書を添付し、センターの精算を受けるものとする。
- ④ 研修・調査費は、第3号による精算の結果、第2号の規定により交付した金額に剰余を生じた場合には、当該剰余金はセンターの指示に従って返納するものとする。

12 報告書等の提出

- ① 派遣者は、帰国後速やかに「報告書(概要)」に「研修・調査費収支報告書」及び「実施状況表」を添付し提出すること。
- ② 派遣者は、帰国後2か月以内に各自が研修・調査した事項の結果及び考察について、「報告書(1万6千字から2万字程度)」に取りまとめ提出するものとする。

※ 報告書は関係機関に配付する。また、センターのホームページや関係雑誌に掲載する場合がある。

13 研修の成果

派遣者は、研修の成果について、所属団体・施設並びに地域等において幅広く伝えるように努め、福祉サービス及び地域福祉活動の向上に寄与するものとする。

14 その他

- (1) 提出された書類は一切返却しないものとする。
- (2) 派遣者の研修中の写真等をセンターのホームページや関係雑誌に掲載する可能性がある。